# 19 基準認証等関係

## ア 共通的な指針に基づく見直し

## (イ) 国の代行機関

規制	改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決				
事 項 名		実 施 予 定 時 期		講ぜられた措置の概要等	
尹 次 石	祖 臣 附 台	平成16年度 17年度	18 年度		
①法令等に基づき公	(内閣官房)	平成 17 年度末までの	8 月公表	◎ (総務省)	
益法人が行う検査・	「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計	できる限り早い時期に	予定	推薦等に係る事務・事業は、平成 17 年度末までに1制度を除	
検定等の業務にお	画」(平成14年3月29日閣議決定)に基づき、検査・検定等	実施		き、措置済みとなり、この1制度についても、平成 17 年度をもって	
ける事業者の自己	の事務を指定法人に行わせる制度から、明確な基準に合致			講習の対象となる未受講者がいなくなったため、平成18年度には	
確認・自主保安、第	する者であれば公益法人に限らずいかなる者でも登録を受			実質的に講習は行われていないものである。やむを得ない事情に	
三者認証等への移	け検査等業務を実施できる制度(登録制)に改正する等の措			よる該当者がいる可能性があるため、制度上残っているところであ	
行	置を講ずる。			るが、実質的に実施計画に定められた措置はすべて実施されて	
(内閣官房、総務省、	(総務省)			いる。	
関係府省)	上記閣議決定に基づき、関係府省における検査・検定等			総務省において、平成18年度、19年度ともに、フォローアップを	
	の業務の実施状況についてフォローアップを行い、当該調			行い、調査結果を「公益法人に関する年次報告」において公表し	
	査結果については「公益法人に関する年次報告」において			た。(平成19年7月に公表済み)	
	公表する。				

## (ウ) 性能規定化

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					
事項名		実 施 予 定 時 期			講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等
<b>尹 埙 石</b>	11	平成 16 年度	17 年度	18 年度	
①危険物施設の	「危険物保安に係る技術基準の性能規定化に関する調査	一部措置済	一部措置済	可能な	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決
保安検査	検討会」における検討結果を踏まえ、危険物施設の保安検	(平成17年	(平成18年	事項から	定)【危険・保安関係】ウ①に移行)
(総務省)	査に当たって適用される基準を含む危険物規制に関する技	4月施行)	4月施行)	逐次実施	
〈危険エ③の再掲〉	術基準のうち、可能なものについての性能規定化を検討し、				
	所要の措置を講ずる。				
	【危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成 17 年				
	政令第 23 号)】				
	【危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成 18 年				
	政令第6号)】				
③軌道上の特別高	軌道上を交差する特別高圧送電線について、軌道の外側		検 討		〈運輸ア⑰の掲載〉
圧送電線の施設規	から3メートルの範囲内にある部分の長さが100メートル以下				
制の緩和	となるよう施設しなければならないとされている規定につい				
(国土交通省)	て、性能規定化の検討を早急に進める。				
〈運輸ア⑰の再掲〉					

## (I) 国際的整合化

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					
事項名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期			講 ぜられた措置の概要等
<b>尹 垻 石</b>					
②自動車装置の 相互承認の拡大 (国土交通省)	我が国での安全の確保及び環境の保全に十分配慮しつつ、関係業界の要望も踏まえて、我が国の基準と車両等の型式認定相互承認協定(略称)に基づく認定規則との整合化作業を進め、相互承認による負担の軽減等効果が大きいものから採用を拡大する。	逐次実施			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【基準認証等関係】ア(ア)①に移行)
③ナンバープレート の寸法と取付方法 の国際標準化の推 進 (国土交通省)	ナンバープレート寸法及び取付方法の国際標準化を進めるべく、EUと共同でUN/ECE/WP29(自動車基準調和世界フォーラム)の場に提案し検討を行う場を設定する。	検討	検討	検討	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【基準認証等関係】ア(ア)②に移行)
④通信端末機器等 及び電気製品に関 する相互承認の積 極的推進 (総務省、経済産業 省、外務省)	通信端末機器等及び電気製品について、輸出入の円滑化を図る観点から、技術・検査体制等の同等性の確保に配慮しつつ、必要に応じて、諸外国との間で相互承認を実施する。	必要に応じて検討・措置			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【基準認証等関係】ア(ア)③に移行)
⑤化粧品の配合可能成分リスト(ポジティブリスト)の見直し(厚生労働省) 〈流通ア③の再掲〉	化粧品の製造・輸入販売の規制方法について、更なる国際整合化を目指し、科学的根拠が示された場合には、配合可能成分リスト(ポジティブリスト)の見直しを図る。	逐次実施			〈流通ア③に掲載〉
⑥食品添加物の 指定品目の拡大 (厚生労働省)	香料を含めた食品添加物のうち、安全性等の科学的評価が国際的に確立し、かつ国際的に汎用されているものについては、国内において使用可能となるよう、評価方法・指定品目の見直しを行う。 【食品衛生法施行規則の一部を改正する省令(平成 16 年厚生労働省令第 181 号)】 【平成 16 年 5 月 27 日付通知(府食第 590 号)ほか】 【食品衛生法施行規則の一部を改正する省令(平成 17 年厚生労働省令第 95 号)ほか】	(12 月施行)	一部措置済 (4月以降 順次実施)	結 論 を 得たものから 順次実施	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【基準認証等関係】ア(ア)④に移行)
⑦医薬品等の製造 に係るGMP基準 (厚生労働省)	a 医薬品、医療用具について、日米欧間でGMP(Good Manufacturing Practice:製造管理及び品質管理に関する基準)の同等性や査察技術の同等性などを確認し、GMP相互承認を実施する。	交渉結果を踏まえ速やかに実施			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【基準認証等関係】ア(ア)⑤aに移行)
	b アジア諸国等に対し、医薬品の製造管理に関する技術協力を推進するとともに、その製造管理技術の向上を踏まえつつ、GMP相互承認を実施する。	外国からの要請を受けて対応			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【基準認証等関係】ア(ア)⑤bに移行)

規制	改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決		
事項名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期	講ぜられた措置の概要等
<b>7 7 1</b>	ii E ri fi	平成16年度 17年度 18年度	
⑧医療用具の製	a 日米欧の医療用具に係る規制について、承認の不要の	医療用具国際整合化会合に参画	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決
造の承認	範囲を含め、国際的な整合化を推進する。	し、その結果を踏まえ速やかに措置	定)【基準認証等関係】ア(ア)⑥aに移行)
(厚生労働省)	b 諸外国から医療用具に関する相互承認協議の要請があ	要請を受けて対応	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決
	った場合には、その推進について積極的に対応する。		定)【基準認証等関係】ア(ア)⑥bに移行)
⑩JIS規格の整備	技術基準の性能規定化に併せて、必要に応じ、その基準	必要に応じ実施	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決
(経済産業省)	に適合する仕様の例として活用できるようJIS規格の整備を		定)【基準認証等関係】ア(ア)⑦に移行)
	行うとともに、適切な民間規格、外国規格が整備されている		
	場合には、同様にそれらの活用を図る。		
⑪ねずみ族駆除証	外国政府が発給したねずみ族駆除証明書及び駆除免除	国際保健規則の見直しを踏まえて検討	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決
明書及び駆除免除	証明書の有効期間の見直しの必要性については、現在世		定)【基準認証等関係】ア(ア)⑧に移行)
証明書の有効期間	界保健機関で行われている国際保健規則の見直しの結果		
(厚生労働省)	を踏まえて検討する。		

# (カ) 重複検査の排除

規制	改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決		
事項名		実 施 予 定 時 期	講ぜられた措置の概要等
<b>尹 均 乜</b>	指 直 内 谷	平成16年度 17年度 18年度	
〇強制法規と工業	強制法規及び工業標準化法の各指定・認定機関等につ	逐次実施	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決
標準化法との重複	いて、それぞれの法令で定める要件に合致する場合には、		定)【基準認証等関係】ア(イ)①に移行)
検査の排除	可能な限り相互の活用を図ることにより、重複検査を排除し、		
(経済産業省)	効率的な認証体制を構築する。		

# イ その他(検査周期の延長、基準の緩和・簡素化・統一化・整合化)

規制	改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決	定)における決定内容	
事項名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期 平成16年度 17 年度 18 年度	講 ぜられた措置の概要等
①JIS制度の改善 (経済産業省及び 関係府省)	関係府省が連携して可能な限りJIS規格と技術基準、政府 調達の調達基準等との整合化を図る。	継続的に検討・逐次実施	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【基準認証等関係】イ①に移行)
②電気用品安全法 に関する規制の見 直し (経済産業省)	国際基準の動向を踏まえ、タイムリーな改訂による国際整合化を図る。	適宜実施	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【基準認証等関係】イ②に移行)

規制	規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容				
車 佰 夕	事 項 名		施予定時	期	講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等
尹 炽 石	祖 臣 附 廿	平成 16 年度	17 年度	18 年度	
③医薬部外品の	医薬部外品で、いまだ承認基準が作成されていない育毛		逐次実施		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決
承認基準の拡充	剤、腋臭防止剤などにも承認基準制度を導入し、承認審査				定)【基準認証等関係】イ③に移行)
(厚生労働省)	の迅速化を図る。				
⑤定格電流 60Aの	「計量法に規定する特定計量器技術基準のJIS化に関す	検討	検討·結論	措置	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決
電子式単独計器の	る調査研究委員会/電力・電力量計WG」における電気計				定)【基準認証等関係】イ④に移行)
検定有効期間の見	器全体に係る技術基準のJIS化見直し作業の結果を踏ま				
直し	え、規制の在り方を検討する。				
(経済産業省)					
22 時間帯別電力量	時間帯別電力量計の検定を廃止することは困難である		検討	検討	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決
計の検定の見直し	が、当該検定作業の効率化等による手数料の見直しについ				定)【基準認証等関係】イ⑤に移行)
(経済産業省)	て平成 17 年度も引き続き行う。				
	また、型式等が異なる場合でも、構造的に計量値の誤差				
	が生じず、その適正が型式試験のみで確認が可能であるか				
	については、充分な技術的検証がなされるべきであり、必要				
	となる検討も行う。				